

## 処 分 基 準

令和2年3月23日作成

法 令 名	銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項	第9条の11第2項
処 分 の 概 要	練習用備付け銃に係る打刻命令
原権者（委任先）	鳥取県公安委員会
法 令 の 定 め	銃砲刀剣類所持等取締法第9条の6第3項(番号又は記号の打刻)、 同第9条の11第2項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第18条（打刻命令）
処 分 基 準	銃番号が打刻されていない場合、銃番号が3桁以下である場合、 既に同一の銃番号の猟銃等がある場合等は、打刻を命ずる。
問 い 合 わ せ 先	鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話 0857-23-0110）
備 考	